

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
1	6月20日	補足説明資料	10	関西電力が主体となって点検を実施していることが分かるように図3. 10点検フローを見直すこと。	関西電力が主体となって点検を実施していることが分かるように「図3. 10 点検フロー」の記載を適正化する。 [補足説明資料 P.10]	7月12日	7月12日
1-1	7月12日	補足説明資料	10	点検フローにて、「～処置方針を協議する」と記載しているが、「～処置方針を協議・決定する」に適正化すること。	点検フローの記載を適正化する。 [補足説明資料 P.10]	8月4日	8月4日
2	6月20日	補足説明資料	4	4号機の円筒部外面の一部範囲で使用した点検装置（壁面走行ロボット）について、塗膜への影響について事前に確認した内容を示すこと。	点検装置（壁面走行ロボット）のタイヤはスポンジ状の柔らかい材質であり、事前に実機プラントにて走行試験を複数回実施した際に塗膜に影響がないことを確認していることから、点検装置（壁面走行ロボット）が塗膜に影響を与えることはないことを事前に確認している。これらの内容を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P.4]	7月12日	7月12日
2-1	7月12日	補足説明資料	4	点検装置の「タイヤ」と記載しているが、「タイヤ」という日本語は不適切なので見直すこと。	「タイヤ」→「ローラー」に記載を適正化する。 [補足説明資料 P.4]	8月4日	8月4日
2-2	7月12日	補足説明資料	4	点検装置のバキューム構造等がわかるようにイメージ図等を追加すること。	点検装置のイメージ図を追加する。 [補足説明資料 P.5]	8月4日	8月4日
2-3	8月4日	補足説明資料	4	点検装置が他産業でも使用実績があることを示すこと。	点検装置が他産業でも使用実績があることを追記する。 [補足説明資料 P.4]	9月27日	9月27日

高浜3, 4号炉 高経年化技術評価に係る審査コメント反映整理表(特別点検(CV))

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
3	6月20日	補足説明資料	4	4号機の円筒部外面の一部の鋼板では直接目視と遠隔目視を組み合わせて点検しているが、点検範囲に抜けがないようにする方法について説明すること。	1枚の鋼板において、直接目視試験と遠隔目視試験を行う際は、直接目視試験と遠隔目視試験の範囲がラップするようにしていて、点検範囲に抜け漏れがないようにしている。これらの内容を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P. 4]	7月12日	7月12日
3-1	7月12日	補足説明資料	4	直接目視と遠隔目視を行う際は「ラップさせる」と記載しているが、「ラップ」という日本語は不適切なので見直すこと。	「ラップする」→「重なる」に記載を適正化する。 [補足説明資料 P. 4]	8月4日	8月4日
4	6月20日	補足説明資料	14	軽微な劣化が確認された範囲を補足説明資料で図示して説明すること。	軽微な劣化が確認された範囲を補足説明資料に図示する。 [補足説明資料 P. 14]	7月12日	7月12日
5	6月20日	補足説明資料	14	リングガータ部の点検方法について説明すること。	リングガータ内部の鋼板の塗膜については、今回の特別点検において劣化は確認されていないものの、先行プラント（高浜1, 2号機、美浜3号機）の特別点検時に点検しづらかったことから、その後の従来の点検時には搭乗設備や点検鏡を使用して点検視野を改善している。これらの内容を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P. 14]	7月12日	7月12日
5-1	7月12日	補足説明資料	14	特別点検時のリングガータ内部の点検方法を記載すること。	特別点検時のリングガータ内部の点検方法を記載する。 [補足説明資料 P. 14]	8月4日	8月4日
6	6月20日	補足説明資料	25	塗膜の付着力の確認結果を説明すること。	塗装の付着性試験結果を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P. 25]	7月12日	7月12日
6-1	7月12日	補足説明資料	25, 26	付着性試験の実施日を記載すること。	付着性試験の実施日を記載する。 [補足説明資料 P. 25, 26]	8月4日	8月4日
6-2	7月12日	補足説明資料	28	付着性試験（プルオフ法）において、「破壊の形態」を記載すること。	付着性試験（プルオフ法）において、「破壊の形態」を記載する。 [補足説明資料 P. 28]	8月4日	8月4日

高浜3, 4号炉 高経年化技術評価に係る審査コメント反映整理表(特別点検(CV))

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
7	9月5日	審査会合		壁面走行ロボットによる遠隔目視において、ロボットの走行による塗膜への影響がないこと、点検範囲を重ねて実施しているといった点検手順や内容が特別点検としての適切性を有していること、適切性を有していることをどのように確認し、判断したのかを説明すること。	審査会合における指摘／質問事項の回答－No.⑧のとおり。	9月27日	9月27日
7-1	9月27日	審査会合		遠隔目視においては、500mmに左右両側100mmずつを加えた合計700mmを点検していると説明しているが、資料には点検範囲は500mmと記載してある。500mmが点検範囲であるとした場合、500mmずつ横に移動させて点検した場合は点検範囲は重ならないように見える。「点検範囲」という言葉が2種類あって分かりにくいため適正化すること。 また、遠隔目視と直接目視の境界の点検方法についても資料に追加すること。	審査会合における指摘／質問事項の回答－No.⑧の表現を適正化する。	10月10日	10月10日
7-2	9月27日	審査会合		スライドのタイトルが「自主点検内容の適切性について」となっているが、特別点検の適切性について説明を求めているので、「自主」という表現を修正すること。	審査会合における指摘／質問事項の回答－No.⑧の表現を適正化する。	10月10日	10月10日
8	9月27日	-	-	壁面走行ロボットの駆動方式を説明すること。	モータの動力をチェーンを介して走行タイヤ兼シール材（フロント側）に伝えて駆動する。走行タイヤ兼シール材の内面は歯車状になっており、この動力はリア側にも伝達されている。	10月10日	10月10日
9	10月10日	補足説明資料	-	壁面走行ロボットに関する事前検証および点検内容の適切性について補足説明資料に記載すること。	壁面走行ロボットについて、事前検証によって実機適用性を確認したうえで点検を実施していること、点検範囲を重ねることで点検範囲に抜け漏れがないように点検を実施していることを補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P.4]		